

<p>2 同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第5条の規定による国定公園に関する公園事業に係る管理又は経営方法の届出の受理</p> <p>(一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>								総合事務所長
<p>3 同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第6条の規定による国定公園に関する公園事業に係る施設の位置等の変更の承認</p> <p>(一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>								総合事務所長
<p>4 同令第17条において準用する同令第7条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の承認</p> <p>(一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>								総合事務所長
<p>5 同令第17条において準用する同令第16条において準用する同令第7条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の届出の受理</p> <p>(一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>								総合事務所長
<p>6 同令第17条において準用する同令第8条第11項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の承認</p> <p>(一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>								総合事務所長
<p>7 同令第17条において準用する同令第16条において準用する同令第8条第11項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理</p> <p>(一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>								総合事務所長

	業計画の変更又は当該土地改良事業の廃止についての協議									
略										
略										
七 土地改良登記令(昭和26年政令第146号)に基づく知事の権限に属する事務(広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に係るものを除く。)	略									
八 海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく知事の権限に属する事務(農地・水保全課の所掌事務に係るものに限る。)	略									
略										
十 鳥取県海岸法施行細則(昭和35年鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務(農地・水保全課の所掌事務に係るものに限る。)	略									
略										
十五 地方財政法に基づく知事の権限に属する事務(県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金について(平成4年鳥取県議会議決。以下「議決」という。)に係る事業に限る。(ただし、議決中広域農道整備事業、基幹農道整備事業及び田園空間博物館整備事業に係るものを除く。)	略									

	業計画の変更又は当該土地改良事業の廃止についての協議									
略										
略										
七 土地改良登記令(昭和26年政令第146号)に基づく知事の権限に属する事務(広域農道整備事業及び農林漁業用排水施設原身替農道整備事業に係るものを除く。)	略									
八 海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく知事の権限に属する事務(耕地課の所掌事務に係るものに限る。)	略									
略										
十 鳥取県海岸法施行細則(昭和35年鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務(耕地課の所掌事務に係るものに限る。)	略									
略										
十五 地方財政法に基づく知事の権限に属する事務(県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金について(平成4年鳥取県議会議決。以下「議決」という。)に係る事業に限る。(ただし、議決中広域農道整備事業、農林漁業用排水施設原身替農道整備事業及び田園空間博物館整備事業に係るものを除く。)	略									

	37 同法第84条第1項の規定による工事の代行による補償の要求								
	38 同法第86条第1項の規定による物件移転の代行による補償の要求								
	39 同法第89条第1項の規定による事業の認定後における土地の形質の変更等の承認								
	40 同法第86条第2項及び第4項(同法第97条第2項において準用する場合を含む。)並びに第5項の規定による補償金等の供託								
	41 同法第102条の2第1項の規定による土地等の引渡し等の請求								
	42 同法第106条の規定による土地の返還又は原状回復								
	43 同法第107条第1項の規定による不用品となった土地等の買受権者への通知又は買受権者を確定することができない場合の公告								
	44 同法第116条第1項の規定による収用委員会への協議の承認の申請								
	45 同法第122条第1項の規定による非常災害の際の土地の使用								
	46 同法第123条第1項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用についての収用委員会への申立て								
二 土地収用	1 同令第1条の3の施行令(昭和26年政令第342号)に基づく知事の権限に属する事務								
	2 同令第1条の4の規定によるあつせんに付した旨等の通知								
	3 同令第1条の7の規定によるあつせんの打掛りの通知								
三 公共用地	1 同法第3条第1項の規定による特定公共事業の認定に係る関係住民からの意見の聴取等(昭和36年法律第150号)に基づく知事の権限に属する事務								
	2 同法第4条第1項の規定による特定公共事業の国土交通大臣への認定								

二 略	
二 略	
三 略	
四 略	
五	建設事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく知事の権限に属する事務(県土整備課の所掌事務に係るものに限り)
六	鳥取県建設工事等の入れ制度に

	項第4号の規定による法定外公共用財産の使用についての国土交通大臣への協議										
	9	同令第11条第3号の規定による法定外公共用財産とする目的とする寄附の受納 (一) 面積が3万平方メートルを超える法定外公共用財産の用途の廃止に伴うものの (二) 面積が3万平方メートルを超えない法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの									総合事務所長
八 略											
九 略											
十	測量法	1 同法第14条第3項(昭和三十四年法律第188号)に基づく知事の権限に属する事務	1								
		2 同法第21条第2項(同法第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による永久橋脚等の設置の通知を受けた旨の市町村長に対する通知									
		3 同法第24条の規定による移轉の請求の受理及び当該請求に係る畫面の国土地理院の長への送付									
十一	測量法	施行令(昭和44年政令第322号)に基づく知事の権限に属する事務	1								
十二 略											
十三 略											
十四	建設工事	に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく知事の権限に属する事務	略								
十五	土木工	事に係る鳥取県建設工	略								

関する規則 に基づく知 事の権限に 属する事務											
七 略											
八 その他の 事務	1 県土整備施設所 掌する土木工事に 係る一般競争入札 又は指名競争入札 の執行 (一) 鳥取県、網 代海港及び田後 港に係る港整備 事業及び沿岸整 備事業に係る工 事（請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に限 る。）に係るも の (二) 鳥取県、網 代海港及び田後 港に係る港整備 事業及び沿岸整 備事業に係る工 事（請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に限 る。）に係るも の (三)~(五) 略									鳥取県等事務 所長	
	2 天神川流域下水 道工事、公園自然 課が所掌する土木 工事及び農林土木 工事に係る入札の 執行等 (一) 工事に係る 一般競争入札又 は指名競争入札 の執行 (1) 請負対象 設計金額が2 億円以上の工 事に係るもの (2) 請負対象 設計金額が2 億円未満の工 事に係るもの イ 天神川流 域下水道工 事に係るも の ロ 東部地区 沿岸海堤整 備事業に係 るもの ハ イ及びロ 以外のもの (二) 工事に伴う 委託に係る一般 競争入札又は指 名競争入札の執 行 (1) 土地、水 面等の測量及 び調査 イ 契約の対 象となる部 分の金額が 1億円以上 のもの ロ 契約の対 象となる部 分の金額が 5,000万円以								中部総合事務 所長	鳥取県等事務 所長	総合事務所長

事務の入札 制度に關す る規則に基 づく知事の 権限に属す る事務											
十六 略											
十七 その他 の事務	1 土木工事に係る 一般競争入札又は 指名競争入札の執 行 (一) 鳥取県、網 代海港及び田後 港に係る港整備 事業、沿岸整備 事業及び東部地 区沿岸海堤整 備事業に係る工 事（請負対象設 計金額が2億円以 上の工事に限 る。）に係るも の (二) 鳥取県、網 代海港及び田後 港に係る港整備 事業、沿岸整備 事業及び東部地 区沿岸海堤整 備事業に係る工 事（請負対象設 計金額が2億円未 満の工事に限 る。）に係るも の (三)~(五) 略									鳥取県等事務 所長	

5億円未満の工事に係るもの
(イ) 工費が2億円以上の工事に係るもの
(ロ) 工費が2億円未満の工事に係るもの
a 天川流域下水道工事に係るもの
b 東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの
c a及びb以外のもの
(4) 鳥取県建設工事執行規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完竣検査の委託
イ 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの
ロ 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの
(イ) 工費が2億円以上の工事に係るもの
(ロ) 工費が2億円未満の工事に係るもの
(5) 農林土木工事の委託の決定
イ 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの
ロ 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの
(三) 工事及び工事に伴う委託業務に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則第21条の規定による入札者の指名
(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの

中部総合事務所
所長

鳥取港事務所
所長

総合事務所
所長

<p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 天神川流域下水道工事に係るもの</p> <p>ロ 東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの</p> <p>(3) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの</p> <p>(4) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの</p> <p>イ 天神川流域下水道工事に係るもの</p> <p>(イ) 処理場施設の基本設計等に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>ロ 東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの</p>						<p>中部総合事務所長</p> <p>鳥取移転事務所長</p> <p>総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>鳥取移転事務所長</p> <p>総合事務所長</p>											
<p>3 営繕工事に係る入札の執行等</p> <p>(一) 工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及</p>						<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>											

び日野
 総合事
 務所の
 所管区
 域に係
 るもの
 設備工事
 に係るもの
 (イ) 請負
 対象設計
 金額が
 6,000万円
 以上の工
 事に係る
 もの
 (ロ) 請負
 対象設計
 金額が
 6,000万円
 未満の工
 事に係る
 もの
 a 営繕
 費に係
 る本庁
 舎等の
 工事に
 係るも
 の
 b a以
 外のも
 の
 (a) 東 部
 総 合
 事 務
 所 及
 び 八
 頭 総
 合 事
 務 所
 の 所
 管 区
 域 に
 係 る
 も の
 (b) 中 部
 総 合
 事 務
 所 の
 所 管
 区 域
 に 係
 る も
 の
 (c) 西 部
 総 合
 事 務
 所 及
 び 日
 野 総
 合 事
 務 所
 の 所
 管 区
 域 に
 係 る
 も の
 (二) 工事に伴う
 委託に係る一般
 競争入札又は指
 名競争入札の執
 行
 (1) 土地 水
 面等の測量及
 び調査の委託
 の決定
 イ 契約の対
 象となる部
 分の金額が
 1億円以上
 のもの
 契約の対

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

西部総合事務
所長